

別添4 審査項目及び審査の観点

(1) 基本的な考え方について

① 応募動機、運営・保育理念等について 【配点10点】

選考基準	
優れている	応募の動機等に強く共感できる。
やや優れている	応募の動機等に共感できる
標準	応募の動機等におおむね共感できる。
標準をやや下回る	応募の動機等に共感できる部分が少ない。
標準を下回る	応募の動機等に共感できる部分がほとんどない

<審査の観点>

以下のような点について、具体的に示されており、共感できる内容であるかを審査します。

(着眼点の例)	
ア	応募の動機について
イ	運営・保育理念について
ウ	運営・保育に対する熱意について
エ	待機児童対策などの保育行政に対する考え方について

② 安全・安心・衛生対策について 【配点10点】

選考基準	
優れている	着眼点の全てに当てはまる。
やや優れている	着眼点に6個当てはまる。
標準	着眼点に5個当てはまる。
標準をやや下回る	着眼点に3個以上当てはまる。
標準を下回る	当てはまる着眼点が3個未満である。

<審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

(着眼点)	
ア	感染症対策の重要性を理解しているか
イ	地震対策の重要性を理解しているか
ウ	火災対策の重要性を理解しているか
エ	防犯対策の重要性を理解しているか
オ	事故防止対策の重要性を理解しているか
カ	安全安心な給食を提供することの重要性を理解しているか
キ	児童虐待対策の重要性を理解しているか

③ 保育指針等について 【配点10点】

選考基準	
優れている	着眼点の全てに当てはまる。
やや優れている	着眼点に4個当てはまる。
標準	着眼点に3個当てはまる。
標準をやや下回る	着眼点に2個以上当てはまる。
標準を下回る	当てはまる着眼点が1個以下である。

<審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

<p>(着眼点)</p> <p>ア 保育指針、保育目標は適切である。</p> <p>イ 保護者への対応は適切である。</p> <p>ウ 児童の個人情報保護への取り組みは適切である。</p> <p>エ 近隣住民に配慮した運営となっている。</p> <p>オ 職員が働きやすい環境づくりを意識している。</p>

(2) 法人の内容に関する事項

① 運営実績について 【配点6点】

選考基準	
特に優れている	社会福祉法人で認可保育園の運営実績が8年以上
優れている	社会福祉法人で認可保育園の運営実績が5年以上8年未満
	社会福祉法人以外の法人で認可保育園の運営実績が8年以上
やや優れている	社会福祉法人で認可保育園の運営実績が2年以上、5年未満
	社会福祉法人以外の法人で認可保育園の運営実績が5年以上8年未満
標準	社会福祉法人で認可保育園の運営実績が2年未満
	社会福祉法人以外の法人で認可保育園の運営実績が2年以上5年未満
	社会福祉法人以外の法人で認可保育園以外の教育・保育施設の運営実績が2年以上

<審査の観点>

運営主体となる法人の、過去の運営実績について審査します。

※ 基準日を平成31年1月31日(木)(応募申込書受付最終日)とします。

② 施設長（予定者）について 【配点 6 点】

選考基準	
優れている	認可保育園の施設長の経験を 5 年以上有している。
やや優れている	認可保育園の施設長の経験を 1 年以上、5 年未満である。
標準	認可保育園の施設長の経験が 1 年未満である。

< 審査の観点 >

施設長（予定者）の経歴について審査します。

※ 基準日を平成 31 年 1 月 31 日（木）（応募申込書受付最終日）とします。

③ 職員配置について 【配点 6 点】

選考基準	
優れている	保育士配置は千葉県条例及び千葉県要綱を満たし、任意の看護師や栄養士も全て配置する。
やや優れている	保育士配置は千葉県条例及び千葉県要綱を満たしており、任意の看護師や栄養士のうち、いずれかを 1 名以上配置する（全職種を配置する場合を除く）。
標準	施設長、保育士配置は千葉県条例及び千葉県要綱を満たしているが、任意の看護師や栄養士を配置しない。

< 審査の観点 >

職員配置は適切か、また、看護師や栄養士の配置について審査します。

※ 千葉県条例とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日第 85 号）」をいいます。以下同じ。

※ 千葉県要綱とは、「保育所設置認可等に関する要綱（平成 25 年 6 月 1 日施行）」をいいます。以下同じ。

④ 職員の人材確保・育成について 【配点 6 点】

選考基準	
優れている	千葉県条例及び千葉県要綱で定められた人員を確保するための方策が具体的に示されており、職員に対する研修等の育成方針及び職員の定着率の向上の取り組みについても具体的に示されている。
標準	千葉県条例及び千葉県要綱で定められた人員を確保するための方策が具体的に示されているが、職員の育成方針及び職員の定着率の向上の取り組みは具体的ではない。
標準を下回る	千葉県条例及び千葉県要綱で定められた人員の確保・人材の育成についての方針が示されているが、現段階では <u>具体的ではない。</u>

< 審査の観点 >

人材確保方策や、職員に対する研修等の育成方針、職員の定着率向上のための取り組みが具体的に示されているかを審査します。

(3) 運営内容に関する事項

① 実費徴収について 【配点5点】

選考基準	
標準	延長保育料及びその他実費徴収について、本市における公立保育園と同程度であること。
標準を下回る	延長保育料及びその他実費徴収について、本市における公立保育園よりも高額に設定されていること。

<審査の観点>

保護者が負担する実費徴収分の費用について、本市の公立保育園と同程度であるか審査します。

② 給食の提供について 【配点6点】

選考基準	
優れている	3歳児以上について、完全給食を実現していること。
標準	3歳児以上の給食について、公立保育園と同様、主食を持参してもらうこと。

<審査の観点>

3歳児以上の給食について、主食の提供方法について審査します。

(4) 資金計画等に関する事項

① 資金調達について 【配点6点】

選考基準	
優れている	以下のいずれかに該当し、事業費が適正に計上されている。 (ア) 補助金を除く整備に係る資金の全額が、自己資金(贈与・寄付金を含む)として確保されている。 (イ) 補助金を除く整備に係る資金の全額が、自己資金(贈与・寄付金を含む)に加え、独立行政法人福祉医療機構及び社会福祉法人千葉県社会福祉協議会(以下「機構等」という。)からの借入として確保されている。
標準	補助金を除く整備に係る資金について、自己資金又は機構等からの借入に加え、民間金融機関からの協調融資による借入金で確保される見込みがあり、融資見込証明書等が添付されている。
標準を下回る	補助金を除く整備に係る資金について、自己資金又は機構等からの借入に加え、民間金融機関からの協調融資による借入金を予定しており、融資見込証明書等金融機関が発行する書類が添付されている。
標準を大きく下回る	上記以外である。

<審査の観点>

保育所等の整備や運営にかかる資金が自己資金で確保されているか、借入を行う場合には借入金
が確保されているかを審査します。

※ 協調融資とは、独立行政法人社会福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいいます。

② 事業費の適正な計上について 【配点 6 点】

選考基準	
優れている	工事費、運営資金等の確保のための補助制度等を熟知し、財源に余裕がある、又は工事費、運営資金、備品等の詳細な積算根拠があり、事業費が適正に計上されている。
標準	工事費、運営資金等の確保のための補助制度等の理解もあり、工事費及び運営資金の詳細な積算根拠があり、備品等については詳細な積算根拠はないが、事業費がおおむね適正に計上されている。
標準を下回る	上記以外である。

< 審査の観点 >

保育所等の整備にかかる費用、運営にかかる費用等の資金計画が、詳細な積算根拠が示され適正に計画されているかを審査します。

(5) 待機児童解消について

① 定員について 【配点 7 点】

選考基準	
優れている	定員が 80 人以上
やや優れている	定員が 70 人以上 80 人未満
標準	定員が 60 人以上 70 人未満

< 審査の観点 >

当市の待機児童解消のため、受け入れ定員が確保されているかを審査します。

② 未満児の受け入れについて 【配点 7 点】

選考基準	
優れている	3 歳児未満の定員の割合が全体の定員の 40% 以上
やや優れている	3 歳児未満の定員の割合が全体の定員の 35% 以上 40% 未満
標準	3 歳児未満の定員の割合が全体の定員の 30% 以上 35% 未満
標準を下回る	3 歳児未満の定員の割合が全体の定員の 30% 未満

< 審査の観点 >

待機児童の割合の高い未満児クラスについて、待機児童解消につながる受け入れが確保されているかを審査します。

(6) 建物・土地に関する事項について

① 保育室等の面積（一人当たり）について 【配点5点】

選考基準	
優れている	保育室等の各室の面積が、最低基準の1.5倍以上
やや優れている	保育室等の各室の面積が、最低基準の1.2倍以上、1.5倍未満の範囲
標準	保育室等のいずれかの部屋の面積が、最低基準の1.2倍未満の範囲

<審査の観点>

子どもの処遇にかかわる保育室等の広さについて審査します。

※ 保育室等とは、ほふく室、乳児室及び保育室をいいます。

※ 最低基準とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6項に規定する基準のことをいいます。

② 園児送迎用駐車場の確保について 【配点4点】

選考基準	
優れている	21台以上確保されている。
標準	10台から20台確保されている。
標準を下回る	10台未満確保されている。

<審査の観点>

子どもの送迎に必要な駐車場の確保状況について審査します。

(7) その他独自の取り組みについて 【配点10点（加点項目）】

選考基準	
独自の取り組みが示されていて、その内容が非常に優れている。	
独自の取り組みが示されていて、その内容が優れている。	
独自の取り組みが示されている。	
独自の取り組みが示されていない。	

<審査の観点>

独自の取り組みについて、内容を審査します。

○選考の方法について

「君津市認可保育園整備運営事業者選考委員会」において書類審査及びヒアリング（必要に応じて現地調査）を行い、本委員会において定める「審査項目の選考基準及び配点」に基づき採点するものとする。

(1)～(6)の合計点(100点)の6割(60点)以上の得点をした者を本委員会による決定者(整備運営事業者)とするが、応募者が複数いる場合は、(7)による得点を加え、本委員会内において順位付けを行うこととし、すべての応募者を整備運営事業者として決定するか否かについては、市において協議するものとする。